

令和元年12月3日
こども未来部保育課

江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

認可保育所保育料について、受益と負担および応能負担の適正化を図るため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 条例別表第1から別表第3までに定める保育料について、それぞれ5%程度引き上げる。
- (2) 住民税所得割額が61万円以上の課税世帯（D24階層）について、新たに2階層（D25階層、D26階層）を加え、3階層とする。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

4 新旧対照表

2ページ以降を参照

江東区保育費用徴収条例 新旧対照表

現行	改正案												
本則 (略)	本則 (略)												
別表第1 (第3条関係) (別紙1のとおり)	別表第1 (第3条関係) (別紙2のとおり)												
別表第2 (第3条関係) (別紙3のとおり)	別表第2 (第3条関係) (別紙4のとおり)												
別表第3 (第3条関係) (別紙5のとおり)	別表第3 (第3条関係) (別紙6のとおり)												
別表第4 (略)	別表第4 (第3条関係)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 564 445 624">階層区分</th> <th data-bbox="445 564 738 624">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="181 624 738 685">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 685 445 790">D18階層からD24階層までの階層に属する世帯</td> <td data-bbox="445 685 738 790">0.5</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	割合	(略)		D18階層からD24階層までの階層に属する世帯	0.5	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="818 564 1082 624">階層区分</th> <th data-bbox="1082 564 1375 624">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="818 624 1375 685">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="818 685 1082 790">D18階層からD26階層までの階層に属する世帯</td> <td data-bbox="1082 685 1375 790">0.5</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	割合	(略)		D18階層からD26階層までの階層に属する世帯	0.5
階層区分	割合												
(略)													
D18階層からD24階層までの階層に属する世帯	0.5												
階層区分	割合												
(略)													
D18階層からD26階層までの階層に属する世帯	0.5												
	<p data-bbox="868 813 951 846">附 則</p> <p data-bbox="818 871 1362 904">この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>												

標準時間保育料（改正前）

別紙 1

別表第1（第3条関係）

満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）
階層区分	定義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
B	A階層の世帯を除く住民税非課税世帯	0円
C1	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯	3,100円
C2	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、7,000円未満	3,600円
C3	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、7,000円以上48,600円未満	4,300円
D1	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、48,600円以上52,500円未満	7,900円
D2	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、52,500円以上55,000円未満	9,700円
D3	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、55,000円以上60,000円未満	10,900円
D4	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、60,000円以上75,000円未満	18,000円
D5	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、75,000円以上97,000円未満	22,300円
D6	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、97,000円以上115,000円未満	25,100円
D7	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、115,000円以上130,000円未満	27,600円
D8	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、130,000円以上150,000円未満	29,800円
D9	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、150,000円以上169,000円未満	32,100円
D10	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、169,000円以上185,000円未満	34,100円
D11	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、185,000円以上200,000円未満	36,200円
D12	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、200,000円以上215,000円未満	38,000円
D13	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、215,000円以上230,000円未満	40,000円
D14	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、230,000円以上245,000円未満	41,700円
D15	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、245,000円以上260,000円未満	43,500円
D16	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、260,000円以上280,000円未満	45,000円
D17	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、280,000円以上301,000円未満	46,800円
D18	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、301,000円以上340,000円未満	50,700円
D19	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、340,000円以上397,000円未満	57,200円
D20	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、397,000円以上460,000円未満	62,800円
D21	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、460,000円以上510,000円未満	67,200円
D22	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、510,000円以上560,000円未満	70,500円
D23	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、560,000円以上610,000円未満	74,000円
D24	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯のうち、610,000円以上	77,700円

備考

- 1 この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。
- 2 この表において住民税均等割とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第2号に規定する所得割をいう。
- 3 この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。
- 4 この表において保育料を算出する場合における住民税は、4月分から8月分までの保育料にあつては前年度分、9月分から翌年3月分までの保育料にあつては当該年度分とする。
- 5 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、里親に委託されている児童に係る保育料は、免除する。

標準時間保育料（改正後）

別紙 2

別表第1（第3条関係）

満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）
階層区分	定義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
B	A階層の世帯を除く住民税非課税世帯	0円
C1	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯	3,200円
C2	A階層の世帯を除く住民税所得割の額が次の区分に該当する世帯 7,000円未満	3,700円
C3	7,000円以上48,600円未満	4,500円
D1	48,600円以上52,500円未満	8,200円
D2	52,500円以上55,000円未満	10,100円
D3	55,000円以上60,000円未満	11,400円
D4	60,000円以上75,000円未満	18,900円
D5	75,000円以上97,000円未満	23,400円
D6	97,000円以上115,000円未満	26,300円
D7	115,000円以上130,000円未満	28,900円
D8	130,000円以上150,000円未満	31,200円
D9	150,000円以上169,000円未満	33,700円
D10	169,000円以上185,000円未満	35,800円
D11	185,000円以上200,000円未満	38,000円
D12	200,000円以上215,000円未満	39,900円
D13	215,000円以上230,000円未満	42,000円
D14	230,000円以上245,000円未満	43,700円
D15	245,000円以上260,000円未満	45,600円
D16	260,000円以上280,000円未満	47,200円
D17	280,000円以上301,000円未満	49,100円
D18	301,000円以上340,000円未満	53,200円
D19	340,000円以上397,000円未満	60,000円
D20	397,000円以上460,000円未満	65,900円
D21	460,000円以上510,000円未満	70,500円
D22	510,000円以上560,000円未満	74,000円
D23	560,000円以上610,000円未満	77,700円
D24	610,000円以上800,000円未満	81,500円
D25	800,000円以上1,100,000円未満	86,500円
D26	1,100,000円以上	91,500円

備考

- 1 この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。
- 2 この表において住民税均等割とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第2号に規定する所得割をいう。
- 3 この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。
- 4 この表において保育料を算出する場合における住民税は、4月分から8月分までの保育料にあつては前年度分とし、9月分から翌年3月分までの保育料にあつては当該年度分とする。
- 5 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、里親に委託されている児童に係る保育料は、免除する。

別表第2（第3条関係）

満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）
階層区分	定義	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
B	A階層の世帯を除く住民税非課税世帯	0円
C 1	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯	3,000円
C 2	A階層の世帯を除く住民税所得割の額が次の区分に該当する世帯 7,000円未満	3,500円
C 3	7,000円以上48,600円未満	4,200円
D 1	48,600円以上52,500円未満	7,700円
D 2	52,500円以上55,000円未満	9,500円
D 3	55,000円以上60,000円未満	10,700円
D 4	60,000円以上75,000円未満	17,600円
D 5	75,000円以上97,000円未満	21,900円
D 6	97,000円以上115,000円未満	24,600円
D 7	115,000円以上130,000円未満	27,100円
D 8	130,000円以上150,000円未満	29,200円
D 9	150,000円以上169,000円未満	31,500円
D 10	169,000円以上185,000円未満	33,500円
D 11	185,000円以上200,000円未満	35,500円
D 12	200,000円以上215,000円未満	37,300円
D 13	215,000円以上230,000円未満	39,300円
D 14	230,000円以上245,000円未満	40,900円
D 15	245,000円以上260,000円未満	42,700円
D 16	260,000円以上280,000円未満	44,200円
D 17	280,000円以上301,000円未満	46,000円
D 18	301,000円以上340,000円未満	49,800円
D 19	340,000円以上397,000円未満	56,200円
D 20	397,000円以上460,000円未満	61,700円
D 21	460,000円以上510,000円未満	66,000円
D 22	510,000円以上560,000円未満	69,300円
D 23	560,000円以上610,000円未満	72,700円
D 24	610,000円以上	76,300円

備考

- 1 この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。
- 2 この表において住民税均等割とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第2号に規定する所得割をいう。
- 3 この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。
- 4 この表において保育料を算出する場合における住民税は、4月分から8月分までの保育料にあつては前年度分、9月分から翌年3月分までの保育料にあつては当該年度分とする。
- 5 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、里親に委託されている児童に係る保育料は、免除する。

短時間保育料（改正後）

別表第2（第3条関係）

満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）
階層区分	定義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
B	A階層の世帯を除く住民税非課税世帯	0円
C1	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯	3,100円
C2	A階層の世帯を除く住民税所得割の額が次の区分に該当する世帯 7,000円未満	3,600円
C3	7,000円以上48,600円未満	4,400円
D1	48,600円以上52,500円未満	8,000円
D2	52,500円以上55,000円未満	9,900円
D3	55,000円以上60,000円未満	11,200円
D4	60,000円以上75,000円未満	18,400円
D5	75,000円以上97,000円未満	22,900円
D6	97,000円以上115,000円未満	25,800円
D7	115,000円以上130,000円未満	28,400円
D8	130,000円以上150,000円未満	30,600円
D9	150,000円以上169,000円未満	33,000円
D10	169,000円以上185,000円未満	35,100円
D11	185,000円以上200,000円未満	37,200円
D12	200,000円以上215,000円未満	39,100円
D13	215,000円以上230,000円未満	41,200円
D14	230,000円以上245,000円未満	42,900円
D15	245,000円以上260,000円未満	44,800円
D16	260,000円以上280,000円未満	46,400円
D17	280,000円以上301,000円未満	48,300円
D18	301,000円以上340,000円未満	52,200円
D19	340,000円以上397,000円未満	59,000円
D20	397,000円以上460,000円未満	64,700円
D21	460,000円以上510,000円未満	69,300円
D22	510,000円以上560,000円未満	72,700円
D23	560,000円以上610,000円未満	76,300円
D24	610,000円以上800,000円未満	80,100円
D25	800,000円以上1,100,000円未満	85,100円
D26	1,100,000円以上	90,100円

備考

- この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。
- この表において住民税均等割とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第2号に規定する所得割をいう。
- この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。
- この表において保育料を算出する場合における住民税は、4月分から8月分までの保育料にあつては前年度分とし、9月分から翌年3月分までの保育料にあつては当該年度分とする。
- この表の規定にかかわらず、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、里親に委託されている児童に係る保育料は、免除する。

延長保育料（改正前）

別表第3（第3条関係）

児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円	0円	
B	A階層の世帯を除く住民税非課税世帯	ひとり親等の世帯	0円	0円	
		ひとり親等の世帯以外の世帯	200円	200円	
C1	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯	700円	700円	700円	
C2	A階層の世帯を除く住民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	7,000円未満			
C3		7,000円以上48,600円未満			
D1		48,600円以上52,500円未満	1,000円	1,000円	1,000円
D2		52,500円以上55,000円未満			
D3		55,000円以上60,000円未満			
D4		60,000円以上75,000円未満	1,800円	1,600円	1,600円
D5		75,000円以上97,000円未満	2,200円		
D6		97,000円以上115,000円未満	2,500円		
D7		115,000円以上130,000円未満	2,700円	1,800円	1,800円
D8		130,000円以上150,000円未満	2,900円	1,900円	1,900円
D9		150,000円以上169,000円未満	3,200円	2,100円	2,100円
D10		169,000円以上185,000円未満	3,400円	2,200円	
D11		185,000円以上200,000円未満	3,600円	2,400円	
D12		200,000円以上215,000円未満	3,800円	2,500円	
D13		215,000円以上230,000円未満	4,000円	2,600円	
D14		230,000円以上245,000円未満	4,100円		
D15		245,000円以上260,000円未満	4,300円		
D16		260,000円以上280,000円未満	4,500円		
D17		280,000円以上301,000円未満	4,600円		
D18		301,000円以上340,000円未満	5,000円		
D19	340,000円以上397,000円未満	5,700円			
D20	397,000円以上460,000円未満	6,200円			
D21	460,000円以上510,000円未満	6,700円			
D22	510,000円以上560,000円未満	7,000円	2,700円	2,200円	
D23	560,000円以上610,000円未満	7,400円			
D24	610,000円以上800,000円未満	7,700円			

備考

- この表における年齢は、保育所における保育を行った日の属する年度の初日の前日における児童の満年齢による。
- この表においてひとり親等の世帯とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。
 - 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）
 - 在宅障害児（者）のいる世帯（次のアからオまでのいずれかに該当する者を有する世帯をいう。）
 - 身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳を交付されている者
 - 東京都が知的障害者に発行する手帳（東京都愛の手帳交付要綱に規定する愛の手帳をいう。）
 - 又は道府県が知的障害者に発行する手帳（療育手帳制度要綱に規定する療育手帳をいう。）を交

付されている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童

オ 国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者

- 3 この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。
- 4 この表において住民税均等割とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第2号に規定する所得割をいう。
- 5 この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。
- 6 この表において保育料を算出する場合における住民税は、4月分から8月分までの保育料にあつては前年度分、9月分から翌年3月分までの保育料にあつては当該年度分とする。
- 7 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、里親に委託されている児童に係る保育料は、免除する。

延長保育料（改正後）

別表第3（第3条関係）

児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円	0円	
B	A階層の世帯を除く住民税非課税世帯	ひとり親等の世帯	0円	0円	
		ひとり親等の世帯以外の世帯	200円	200円	
C1	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯	700円	700円	700円	
C2	A階層の世帯を除く住民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	7,000円未満			
C3		7,000円以上48,600円未満			
D1		48,600円以上52,500円未満	1,000円	1,000円	1,000円
D2		52,500円以上55,000円未満			
D3		55,000円以上60,000円未満			
D4		60,000円以上75,000円未満	1,800円	1,600円	1,600円
D5		75,000円以上97,000円未満	2,300円		
D6		97,000円以上115,000円未満	2,600円		
D7		115,000円以上130,000円未満	2,800円	1,800円	1,800円
D8		130,000円以上150,000円未満	3,100円	1,900円	1,900円
D9		150,000円以上169,000円未満	3,300円	2,200円	2,200円
D10		169,000円以上185,000円未満	3,500円	2,300円	
D11		185,000円以上200,000円未満	3,800円	2,500円	
D12		200,000円以上215,000円未満	3,900円	2,600円	
D13		215,000円以上230,000円未満	4,200円	2,700円	
D14		230,000円以上245,000円未満	4,300円		
D15		245,000円以上260,000円未満	4,500円		
D16		260,000円以上280,000円未満	4,700円		
D17		280,000円以上301,000円未満	4,900円		
D18		301,000円以上340,000円未満	5,300円		
D19	340,000円以上397,000円未満	6,000円			
D20	397,000円以上460,000円未満	6,500円			
D21	460,000円以上510,000円未満	7,000円			
D22	510,000円以上560,000円未満	7,400円	2,800円	2,300円	
D23	560,000円以上610,000円未満	7,700円			
D24	610,000円以上800,000円未満	8,100円			
D25	800,000円以上1,100,000円未満	8,600円			
D26	1,100,000円以上	9,100円			

備考

- この表における年齢は、保育所における保育を行った日の属する年度の初日の前日における児童の満年齢による。
- この表においてひとり親等の世帯とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。
 - 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）
 - 在宅障害児（者）のいる世帯（次のアからオまでのいずれかに該当する者を有する世帯をいう。）

- ア 身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳を交付されている者
 - イ 東京都が知的障害者に発行する手帳（東京都愛の手帳交付要綱に規定する愛の手帳をいう。）
又は道府県が知的障害者に発行する手帳（療育手帳制度要綱に規定する療育手帳をいう。）を交付されている者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童
 - オ 国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者
- 3 この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。
 - 4 この表において住民税均等割とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第2号に規定する所得割をいう。
 - 5 この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。
 - 6 この表において保育料を算出する場合における住民税は、4月分から8月分までの保育料にあつては前年度分とし、9月分から翌年3月分までの保育料にあつては当該年度分とする。
 - 7 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、里親に委託されている児童に係る保育料は、免除する。